

## 自動車税種別割のグリーン化について

### 1 環境負荷の大きい自動車に対する特例措置

新車新規登録から一定年数を経過した自動車については、税率が高くなります。

対 象 自 動 車	措 置 内 容	
	令和2年度	令和3年度
	経過した翌年度から通常の税率より、おおむね15%高くなります。 (ただし、バス・トラックは、おおむね10%高くなります。)	
新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	平成21年3月31日までに 新車新規登録された自動車	令和3年度の場合は、平成22年3月31日までに新車新規登録された自動車
新車新規登録から13年を超えているガソリン車・LPG車	平成19年3月31日までに 新車新規登録された自動車	令和3年度の場合は、平成20年3月31日までに新車新規登録された自動車

(注) 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車のうちガソリンを燃料とするもの、メタノール自動車、一般乗合用バス、被けん引車は除きます。

### 2 環境負荷の小さい自動車に対する優遇措置

- (1) 令和2年度(令和2年4月1日～令和3年3月31日)に新車新規登録(注1)された下表の自動車について、登録の翌年度に限り税率が軽減されます。令和元年度に新車新規登録された自動車のうち環境負荷が小さいとして令和2年度の自動車税種別割の軽減措置が行われていた自動車については、令和3年度より通常の税額に戻ります。なお、低排出ガス認定車の条件、燃費基準達成車の条件、いずれか一方のみでは軽減対象にはなりません。

対 象 自 動 車	措 置 内 容
電気自動車(燃料電池自動車を含む)、天然ガス自動車(注2)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車	おおむね75%軽減
低排出ガス認定車『新☆☆☆☆』(注3)かつ『令和2年度燃費基準+30%達成車』(注4)	
低排出ガス認定車『新☆☆☆☆』かつ『令和2年度燃費基準+10%達成車』(注5)	おおむね50%軽減

(注1) 新車新規登録とは、道路運送車両法第7条第1項の初めての新規登録をいいます。

(注2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準値より10%以上窒素酸化物の排出を低減させた車、または、平成30年天然ガス車基準に適合する車が対象です。

(注3) 『新☆☆☆☆』とは、平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出を低減させた車、または、平成30年自動車排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出を低減させた車です。

(注4) 自動車検査証の備考欄に「令和2年度燃費基準30%向上達成車」、「令和2年度燃費基準40%向上達成車」または「令和2年度燃費基準50%向上達成車」と記載されます。

(注5) 自動車検査証の備考欄に「令和2年度燃費基準10%向上達成車」または「令和2年度燃費基準20%向上達成車」と記載されます。

- (2) 令和3～4年度(令和3年4月1日～令和5年3月31日)に新車新規登録された下表の自動車については、新車新規登録の翌年度に限り税率を軽減します。

対 象 自 動 車		措 置 内 容
電気自動車(燃料電池自動車を含む)、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(平成21年排出基準10%以上低減または、平成30年排出基準適合)		おおむね75%軽減
営業用自動車(ガソリン・LPG)	低排出ガス認定車『新☆☆☆☆』かつ『令和12年度燃費基準90%達成』かつ『令和2年度燃費基準達成車』	
営業用自動車(ディーゼル)	平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準適合かつ『令和12年度燃費基準90%達成』かつ『令和2年度燃費基準達成車』	
営業用自動車(ガソリン・LPG)	低排出ガス認定車『新☆☆☆☆』かつ『令和12年度燃費基準70%達成』かつ『令和2年度燃費基準達成車』	おおむね50%軽減
営業用自動車(ディーゼル)	平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準適合かつ『令和12年度燃費基準70%達成』かつ『令和2年度燃費基準達成車』	